

令和 7 年度香川県避難所生活環境向上のための
NPO・ボランティア活動支援補助金に係る Q & A

【事業概要について】

Q. 補助の対象となる資機材にはどのようなものがありますか。

A. 炊き出し器、仮設テント、ポータブル電源、発電機、ソーラーパネル、仮設トイレ
その他炊き出しや避難所の運営支援で使用する機械、器具等です。

Q. 一式セットの購入（例：調理セットなど）も対象ですか。

A. 原則、消耗品類のセットについては認めません。ただし、内容によっては、認めら
れる場合もありますので、お問合せください。

Q. 同じ種類の資機材を購入する場合補助の対象として認められますか。

A. 認められます。ただし、合理的な理由や使用計画があることが望まれます。

Q. 保管庫や収納庫の購入は補助の対象ですか。

A. 対象となりません。補助の対象は、災害が発生したときに、避難所などでの被災者
支援活動を行う際に使用する防災資機材の購入に限ります。
なお、保管については事業者自身が保管してください。

Q. 100 万円を超える防災資機材の購入は認められますか。

A. 認められます。ただし、補助対象経費の上限額 100 万円を超える部分については、
自己負担となります。

【申請について】

Q. 他の補助事業と併用ができますか。

A. 併用できません。

Q. 同一事業者が複数の事業を応募できますか。

A. 申請は 1 事業者につき 1 件のみとします。

Q. 複数の団体で共同して事業に応募することはできますか。

A. 認められません。

例) 500 万円の防災資機材を 5 団体でそれぞれ 100 万円ずつ支払う等。

【その他】

Q. 申請書には資機材の定価を記載すればよいでしょうか。

A. 申請書には市場価格を記載してください。場合によって、事務局がインターネット等で価格調査を行います。

Q. 申請時点と購入時点で資機材等の価格が変更になった場合どうすればよいですか。

A. 交付決定額の増額は認められません。このような場合は十分に考えられるため、あらかじめ事務局にご相談ください。

Q. 補助金の概算払は可能ですか。

A. 補助事業の円滑な遂行を図るために必要と知事が認めるときは、交付決定額の80%まで、年1回のみ概算払とすることができます。

Q. 事業期間（令和8年1月31日まで）を延長することは可能ですか。

A. 期限の超過は認めません。

Q. 管理や保管はどのように行えばよいですか。

A. 錆や劣化を防ぎ、災害時にすぐに使えるように整備・点検をお願いします。

Q. 購入した資機材を他団体に貸与することは認められますか。

A. 平常時及び災害時の活用は、防災目的に限って、一時的に貸し出すことは可能ですが、譲渡・売却は認められません。事業者が責任をもって管理してください。

Q. 活用状況の報告は求められますか。

A. 活用報告や写真の提出を求めています。